



おかしたしょうへい 岡下昌平議員が 教育常任委員会で質問

岡下昌平議員（堺市南区選出）は、10月21日に開かれた教育常任委員会で質問に立ち、「認定こども園」の3歳児学級の定員を従来の25人以下から35人以下に引き上げる条例改正案について、変更した根拠など松井知事を厳しく追及。改正案の数々の問題点を質問しました。



〈岡下 昌平 おかしたしょうへい〉

昭和50年3月8日生まれ。大阪府議会議員1期目。日本大学経済学部卒業。岡下信子衆院議員公設第1秘書、政策担当秘書を経て、自民党大阪府第十七選挙区支部長。府議会教育常任委員会副委員長。
<http://ameblo.jp/okashita-shohei>

「認定こども園」3歳児学級の定員25人→35人に改悪!? 先生の目が届きやすい、府独自の基準を守れ!

パブリックコメントで
1,700人が批判

府民の反対意見に目をそむける知事の一方的な考え
定員の上限を25人から35人に引き上げる今回の条例改正案には、府民から意見を募るパブリックコメントを9月下旬に実施。そのほとんどが批判的な意見であった。

20年に渡り支持されてきた
25人以下の学級編制基準

35人以下に変更する明確な根拠は?

Q. 岡下議員 府の3歳児の幼児教育はこれまで長きに渡り、学級編制基準を25人以下としてきた。これは1961年の国連勧告(*)や3歳児の発達状況を踏まえ、府が私立幼稚園関係者と話し合っただけで進めてきたもので、現行の認定こども園条例はこの基準を採用している。それを25人以下から35人以下にすることは、明らかに施策の後退だ。変更する明確な理由、根拠は何か。
(※国連勧告とは子供の最善の利益を第一次的に考慮するよう国や自治体、国会地方議会等に対して求めている。)

A. 知事 現在、25人以下でその方が子ども達の為になるという事業者があればそのままやって頂きたい。事業者が35人の方が子供達の為になるというのなら、そういう選択にも裁量権を与えるということだ。

岡下議員 知事の目線では事業者の選択の自由ということだが、一番肝心な子どもの目線に立った考えが欠落している。明確な根拠が全く、示されていない。

府の幼児教育に関する方針 責任を園に丸投げしているのでは?

Q. 岡下議員 設置者である法人や市町村に学級編制を任せるとのことだが、責任を園に丸投げしているのではないかと。府の幼児教育に関する理念、方針は持たないのか。

A. 知事 事業者を信じて裁量の幅を広げ、保護者の選択肢を増やす。例えば、35人で一つのクラスに2人の先生がつく。25人で1人の先生、そのどちらが子ども達にとってプラスなのか自由に選べるようにする。

岡下議員 府の理念も方針もいっさい感じ取れない。35人で2人の教員がつくという根拠はどこか。実際に常時クラスに張り付く教員はあくまでもクラス担任1人。1人の担任が子ども達をみる数が35人なのか25人なのかで、明らかに教育の質も違ってくる。我々は35人学級よりも25人学級の方が選任のクラス担任が責任を持つことができ、手厚く教育できるということを主張する。

保護者の選択権 25人学級を選べない地域も

Q. 岡下議員 保護者の選択というが、例えば25人の認定こども園に行きたいと考える保護者の居住近辺に35人の園ばかりで25人の園がなかった場合、その選択権をどう担保していくのか。

A. 知事 認定こども園は市町村の権益を超えて就園することが可能。だから例えば堺市の35人が駄目という場合、隣町の25人の園に行ける。



岡下議員 幼稚園バスには40分しか乗れない(※府の基準で私立幼稚園の場合には40分以内の通園時間が定められている)。保護者の選択権の自由ができるというが、それができなくなる地域も出てくる。選択の自由の幅は担保されない。



この岡下議員と知事との議論のあと、府は条例改正案を取り下げ、新たに上限を25人以下とする修正案を提案、10月28日の本会議で可決されました。35人以下で学級編制出来るという教育施策が後退するような条例案を食い止めることが出来ました。自民党府議団は、これからも子どもや保護者の目線に立った政策をすすめてまいります。